

令和2年 第4回洞爺湖町農業委員会会議録

招 集 年 月 日	令和2年4月27日					
招 集 の 場 所	洞爺湖町洞爺総合センター 青年研修室					
開 会 ・ 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会 閉 会	令和2年4月27日 午後1時30分 令和2年4月27日 午後2時00分			議長 京谷 常美 議長 京谷 常美	
応招委員及び 出席並びに 欠席委員 出席 12名 欠席 2名 ○＝出席 ×＝欠席	議席番号	氏 名	出席	議席番号	氏 名	出席
	1	塩野谷幸一	○	10	小林 忍	×
	2	澤田 英雄	○	11	小山 隆顕	○
	3	塩田 満	○	12	星 博明	○
	4	青山 晴重	○	13	西岡 正雄	○
	5	村上 正弘	○	14	京谷 常美	○
	6	原田 尚一	×			
	7	田中 利一	○			
	8	大西 俊則	○			
	9	佐藤 正明	○			
会議録署名委員	13 番	西岡 正雄		1 番	塩野谷幸一	
義務のために会議室に 出席した者の氏名	事務局長 片 岸 昭 弘		事務局員 村 上 友 和		事務局員 近 藤 裕 幸	
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

洞爺湖町農業委員会

議 事 の 経 過 (R2.4.27)		
日 程	発言者	発 言 の 要 旨
開会	議長	ただいまより、令和2年第4回洞爺湖町農業委員会総会を開会いたします。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の出席委員は12名でございます。 本日の欠席委員は6番原田尚一委員、10番小林忍委員の2名でございます。したがって、総会は成立いたします。
日程1 会議録署名委員	議長	日程第1会議録署名委員の指名を行います。 本日の、会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、13番の西岡正雄委員及び1番塩野谷幸一委員に、お願いいたします。
日程2 会期の決定	議長	次に、日程第2会期の決定について、お諮りいたします。 本総会の会期は、本日より一日といたしたいと思っております。ご異議ありませんか。
日程3 議案1	議長	異議なしと認めます。よって、会期は本日より一日といたします。
	議長	次に、日程第3議事に入ります。
	議長	議案第1号「令和元年度洞爺湖町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」並びに「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について」の件を議題といたします。
	事務局長	事務局より説明願います。
	議長	(議案朗読により、説明)
	5番委員	説明が終わりましたが、質疑をお受けいたします。 2ページの農業委員の実数の内訳の数が間違っていないでしょうか。
	事務局長	農業委員の内訳の欄は認定農業者と中立委員を記載することになっており、1名認定農業者になっていないという認識でお願いします。
	5番委員	10ページの任期満了年月日の年号が間違っているのではないのでしょうか。
	事務局長	失礼しました、R34年となっておりますがR4年の間違いですので訂正をお願いします。
	議長	(他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第1号「令和元年度洞爺湖町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」並びに「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定について」の件を可と決定してよろしいでしょうか。
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第1号「令和元年度洞爺湖町農業委員会の目標及びその達成に向けた活動点検・評価」並びに「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の決定に

議案 2	議長	ついて」の件を可と決定いたします。 次に、議案第 2 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件を議題といたします。 事務局長より、説明願います。 (議案朗読により、説明) 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 2 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	事務局長	
	議長	
	議長	
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 2 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の件は、可と決定いたします。
議案 3	議長	次に、議案第 3 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件を、議題といたします。 事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 3 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	事務局長	
	議長	
	議長	
	議長	
議案 4	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 3 号「農用地利用集積計画(所有権移転)の諮問について」の件は、可と決定いたします。 次に、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件を、議題といたします。 事務局長より説明願います。 (議案朗読により、説明) 以上の諮問内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の経営面積・従事日数などの各要件を満たしていると考えます。ご審議方よりお願いいたします。 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。 (他に、質疑はございませんか。) 質疑が無いようですので、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定してよろしいでしょうか。
	事務局長	
	議長	
	議長	
	議長	異議なしと認めます。よって、議案第 4 号「農用地利用集積計画(利用権設定)の諮問について」の件は、可と決定いたします。

閉会	議長	以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。 令和2年第4回洞爺湖町農業委員会総会を閉会いたします。
----	----	---